

1. 総則

1. 総 則

この給水装置工事設計施工指針（以下「指針」という。）は水道法及び江別市水道事業給水条例、並びに同施行規程等に基づき、江別市における給水装置工事に係る技術上の基準及び事務処理を定め、その適正な運営を図ることを目的とする。

1. 1 定 義

1. 1. 1 給水装置

給水装置とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

なお、受水槽以降は直結されていないため、給水装置から除外される。

1. 1. 2 配水管

配水管とは、配水池又は配水ポンプを起点として配水するために布設した管をいう。

1. 1. 3 給水管

給水管とは、需要者が給水の目的で、配水管（及び他の給水管）から分岐し布設する管をいう。

1. 1. 4 給水用具

給水用具とは、給水管と直結して、有圧のまま給水できる用具をいう。

※ 受水槽以降については、水道法でいう、給水装置ではないが、使用者の側から考えれば、構造、衛生いずれの面からみても、給水装置と同様に極めて重要な施設であるので給水装置に準じて考える必要がある。

1. 2 適用範囲

この指針は、工事申込者から依頼された江別市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が行う給水装置工事について適用する。

1. 3 給水装置の構造及び材質

給水装置に使用できる材料は、厚生省令第 14 条「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合する材料とする。ただし、水道事業管理者（以下「管理者」という。）は災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から量水器までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

1. 4 資 格

1. 給水装置工事を行う者は、管理者の指定を受けた指定工事事業者でなければならない。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法第 7 条第 1 項の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。）又は他の市町村長が水道法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めたときは、この限りではない。
2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口からメータまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、またはその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させなければならない。

1. 5 指導・監督

水道部は、安全な水の供給と健全な水道事業の運営を行ううえから、この指針に基づき、指定工事事業者の行う給水装置工事が経済的かつ日常の管理が容易であるように、適正な設計及び施工を指導する。また、使用者等に対し給水装置の管理意識の徹底を図るものとする。

1. 6 事業の運営の基準

指定工事事業者は、施工した給水装置工事ごとに、給水装置工事主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

1. 施主の氏名又は名称
2. 施工の場所
3. 施工完了年月日
4. 給水装置工事主任技術者の氏名
5. 竣工図
6. 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
7. 給水装置工事に係る給水装置工事の構造及び材質が政令で定める基準に適合していることの確認の方法及びその結果

1. 7 指定工事事業者の責務

1. 指定工事事業者は、給水装置工事に関する条例等の規程及びこの指針並びに管理者の指示を遵守し、適正な設計施工を行うこと。
2. 給水装置工事は、年々複雑かつ多様化している状況を踏まえ、時代に適応した技術の取得が必要であり、指定工事事業者は、常に「公共の福祉」を自覚し技術力と市民サービスの向上に努めること。
3. 給水装置の管理の主体责任は、所有者又は使用者に有り、善良な管理義務を負うことを十分認識させること。
4. 指定工事事業者は、申込者から委託された給水装置工事の設計、施工及びそれに伴う管理の一切の責任を負うこと。

1. 8 主任技術者の責務

1. 給水装置工事に関する技術上の管理（給水装置工事の事前調査から計画、施工及び竣工検査までに至る一連の過程において行う事前調査の実施、水道事業者との事前の調整、給水装置の材料及び機材の選定、工事方法の決定、施工計画の立案、必要な機械器具の手配、施工管理及び工程毎の仕上がり検査等の管理）を行うこと。
2. 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督（調査、計画、施工及び検査までに至る一連の過程において行う工事品質の確保に必要な工事に従事する者の技能に応じた役割分担の指示、分担させた従事者に対する品質目標、工期その他施工管理上の目標に適合した工事の実施のための随時の技術的事項の指導及び監督）を行うこと。
3. 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が水道法施行令第6条に定める基準に適合していることの確認（給水装置の構造及び材質に関する基準に適合する給水装置の設置を確保するために行う構造・材質基準に適合する材料の選定、現場の状況に応じた給水装置の材料の選定・浸食防止のための措置・逆流防止のための弁類の設置等による構造・材質基準に適合する給水装置のシステムの計画及び施工、工程ごとの品質管理による構造・材質基準の適合性の確保、給水装置工事の完了段階に行う竣工検査による構造・材質基準の適合性の確保）を行うこと。
4. 給水装置工事に関し、管理者と配水管から分岐して給水管を設ける工事をしようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整を行うこと。
5. 給水装置工事に関し、管理者と配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から量水器までの工事に係る工法、工期、その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整を行うこと。

6. 給水装置工事を完了した旨の連絡を行うこと。
7. 水道法第 17 条の規定による給水装置の検査を行うとき、管理者の求めに応じ、検査に立合わなければならない。

1. 9 工事の種別

工事の種別は、新設工事、全面改造工事、簡易な改造工事、増改造工事、臨時その他工事、修繕工事の 6 種とする。

(注)「受水槽以下個別量水器の各戸検針事務取扱要領」に基づき、各戸検針とする場合は、下記の種別を適用する。

1. 9. 1 新設工事

上水道のない建物等に、新たに給水装置を設置する工事。(メータ設置を伴うこと。)

1. 9. 2 全面改造工事

1. 建物等の全部建替、一部改築、一部増築に伴い給水装置を全部設置替及び給水装置の大部分を設置替する工事。
2. 原則的に建物等の改増築は伴わないが、給水装置を全部設置替及び給水装置の大部分を設置替する工事。

1. 9. 3 簡易な改造工事

1. 水洗化に伴う工事で、1 箇所水抜水栓及び立上りを設け、取付水栓は 1 個とし、埋設管の延長は 10m 未満を行う工事。
 2. 水洗化に伴う工事で、既設の給水装置のその部分を設置替及び一部設置替、増設する工事。
 3. 屋内配管(埋設を含まない。)φ20mm 以下の工事で、ただし隠ぺい配管を除き、取付水栓は 1 個とする。
 4. 散水栓を設置する工事で、1 箇所に水抜水栓及び立上りを設け、埋設給水管の延長は 10m 未満とし、取付水栓は 1 個とする。
 5. メータ、口径変更のみの工事。
- (注)上記が重複する場合は、簡易な改造工事の適用はしない。

1. 9. 4 増改造工事

新設、全面改造、簡易な改造、臨時その他工事以外の工事。

1. 9. 5 臨時その他工事

1. 各種工事等での工事用水、仮設事務所等で臨時的に上水を使用するための工事で、メータ口径に関らずメータ 1 個を 1 件とする。
2. 道路工事等で配水管からの分岐、宅地までの引込み給水管と止水栓を設置する工事で、1 箇所を 1 件とする。(メータ設置は伴わない。)

1. 9. 6 修繕工事

江別市水道事業給水条例第5条第1項ただし書の「管理者が別に定めるものであるとき」とは下記のとおりである。ただし、工種が重複する場合は増改造工事として取扱う。

工 種	内 容	取 扱 い 基 準
破損修理	1. 給水管、給水用具の部分的な破損（漏水含む）の修理	
取 替	1. 給水管の取替 2. 給水用具の取替 3. 簡易水洗器具をロータンク式に取替 4. 防寒止水栓を水抜栓に取替 5. 水、湯の給水栓を混合水栓に取替 6. 水道メータ機種の変更 7. 不凍栓を水抜栓に取替	同一位置で管種の変更（口径φ25mm以下で宅地内） 接続基準が同じもので1m以内の位置とする。（洗浄便座の取付けを含む） 同一世帯2個までとし手洗用給水栓の撤去を含む。 立上り管を含む。 同一位置に1個取付け。 地下式を同口径の電子式に変更。 1m以内の位置に立上がり管を設置し給水栓を1個設置する。
位置変更	1. 水抜栓、水道メータ、不凍栓等の位置変更	1m以内とする。
口径変更	1. 水抜栓の口径変更	
凍結修理	1. 凍結により使用不能の給水装置の修理	

上記工事の取扱いについては、事務処理の簡素化を図るため行うもので、施工した場合は必ず担当に報告をすること。（8. 修繕関係参照）又、必要に応じて図面を提出すること。

1. 9. 7 給水装置の軽微な変更

江別市水道事業給水条例第5条第1項ただし書きの、「給水装置の軽微な変更」とは、「単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）」をいう。